



みんなでつくる

バリアフリーマップ作成マニュアル



国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

はじめに

平成 30 年 5 月の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）の改正により、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）及び基本構想において、市町村はバリアフリーマップ等の作成に関する事項（バリアフリー情報の収集、整理及び提供に関する事項）を定めることができるとされたところです。

本マニュアルは、令和元年度に市町村等に対して行った「バリアフリーマップ等による一元的な情報提供に関するアンケート調査」の結果を踏まえつつ、事例の紹介を交えながら、新たにバリアフリーマップ等を作成する際に参考としていただくことを目的として作成しています。

なお、バリアフリーマップは、バリアフリー法に基づくマスタープランや基本構想の作成前後において、地域のバリアフリー状況を把握するためにご活用していただくことも想定しています。

だれもが使いやすいバリアフリーマップを作成するためには、市町村のみならず、施設管理者や住民等の協力が不可欠です。本マニュアルが、市町村におけるバリアフリー情報発信に向けた取組の一助となり、「みんなでつくる」誰もが使いやすいバリアフリーマップの作成の促進に寄与することを望みます。

目 次

1. 一元的なバリアフリー情報提供の意義	
バリアフリー情報提供の必要性	1
「バリアフリーマップ」による情報の集約と一元的な提供	2
バリアフリーマップ等の作成を促進するための仕組み	3
2. バリアフリー情報提供の対象者と求められる情報	
情報提供の基本的な考え方	5
障害の種別と必要な情報	6
3. バリアフリーマップの作成	
バリアフリーマップの作成手順	7
バリアフリーマップ作成の体制	8
事前調査	9
対象範囲・対象施設・対象経路の検討	10
提供方法の検討	21
情報の収集・整理	26
バリアフリーマップの提供	30
情報の更新	30
4. バリアフリーマップの評価・見直し	
バリアフリーマップの評価	31
バリアフリーマップの見直し	32
5. バリアフリーマップの事例	
バリアフリーマップの事例	41
参考資料	
参考資料	41

※本マニュアルに記載のグラフ等の調査結果は、令和元年9月に実施した市町村向けアンケート調査によるものです。

バリアフリー情報提供の必要性

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設や、これらの経路を構成する道路、通路その他の施設について、一体的にバリアフリー化が図られていることが重要です。

高齢者、障害者等が移動する際や施設を利用する際の利便性や安全性を向上させるために、バリアフリー法では、公共交通機関、建築物及び公共施設のバリアフリー化を推進しており、公共交通事業者等や施設管理者等によりこれらの施設のバリアフリー化は着実に進展してきています。

一方で、これらの施設がバリアフリー化されていても、バリアフリー化された施設や設備、移動可能な経路がどこにあるのかがわからなければ、高齢者や障害者等は安心して外出ができません。施設のバリアフリー化だけでなく、こうしたバリアフリー情報の提供が求められているのです。そして、**バリアフリー情報だけでなく、どこにバリアがあるかというバリア情報も外出の際には重要**です。

こうしたバリアフリー情報(もしくはバリア情報)の提供により、どの施設が利用可能なのか(もしくは利用できないのか)、どの経路が移動可能なのか(もしくは移動できないのか)といった情報を事前に把握できるようになり、**高齢者や障害者等の外出の際の心理的負担が軽減**されるだけでなく、**移動経路や利用可能な施設を自らの意志で選択して利用することが可能**になります。

バリアフリー情報が わからないと…

<利用者>

- ✓ 駅などで利用可能な出入口を探まわることになる
- ✓ どこに車椅子対応のトイレやオストメイト対応設備等があるか分からないので外出が不安
- ✓ おむつ交換台や授乳室の場所がわからないので、外出の際に困る

<施設管理者など>

- ✓ 利用者からの問い合わせ対応が発生

バリアフリー情報が 提供されていれば…

<利用者>

- ✓ さまざまな人が、外出前や外出先で、必要な情報を入手できる
- ✓ 安心して外出ができるようになり、社会参加につながる

<施設管理者など>

- ✓ 利用者からの問い合わせに対して、HP 等を示しながら案内ができる

T o p i c s

施設設置管理者による情報提供

共生社会の実現に向けて、だれもがバリアフリー化された施設がどこにあるかを知ることができるようにするため、バリアフリー基準への適合義務が課せられている施設について、**情報提供の努力義務が規定されています**。平成 30 年の法改正により、さらなる利用しやすさを確保するため旅客施設以外の施設についても対象となっています。

☆ 国土交通省では、施設管理者による情報提供のための参考資料として以下のガイドライン等を作成しています。
詳細については、巻末の参考資料にある「施設設置管理者によるバリアフリー情報の提供に関するガイドライン等」に記載のガイドライン等をご参照ください。

■ 概要

対象施設

新設等された旅客施設、特定道路、特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物(2,000 m²以上)[※]

※条例により対象に付加されたものも含む

情報提供の内容

- ・公共交通の利用に際して必要な路線案内等
- ・バリアフリー基準へ適合している旨
- ・障害者用トイレ、障害者用駐車区画の有無

情報提供の方法

ホームページ等において行うとともに、必要に応じて、施設外からも見やすく表示する

「バリアフリーマップ」による情報の集約と一元的な提供

高齢者や障害者等が利用可能な施設や経路を選択できるようにするためには、各施設管理者が適切に利用者にとって必要な情報提供を行うことが必要ですが、利用者側の視点に立つと、訪れたい地域におけるさまざまな施設の情報が、さまざまな場所で、異なる形式で提供されると、情報を取得することが難しい状況も生じます。

このため、**利用者目線でバリアフリー情報へのアクセスのしやすさに配慮**して、市町村や地域の協議会などが、**各施設に横断するバリアフリー情報や各施設を接続する経路も含めた情報を一元的に収集・整理し、「バリアフリーマップ」等として作成・提供することが求められています。**

本マニュアルでは、「バリアフリーマップ」を以下のように定義した上で、事例調査（令和元年9月実施）を行い、バリアフリー情報の収集・整理・提供に関する手順や留意点をまとめています。

本マニュアルにおける「バリアフリーマップ」とは…

- 地方公共団体、地域団体等が地域におけるバリア情報またはバリアフリー情報を収集し、印刷配布・ウェブ上での公表その他の方法により一般に公開しているもの
- トイレ、エレベーター、視覚障害者用誘導ブロックなどのバリアフリー設備を対象として、バリアフリー設備の有無や位置、経路情報などを提供するもの（施設管理者自身が当該施設におけるバリアフリー情報を提供するための案内図（フロアマップ）等は除く。）



バリアフリーマップが作成されていないと…

<利用者>

- ✓ 訪れたい施設の出入口に来てみたら段差があって進めなかった
- ✓ 移動経路上のどこに利用可能なトイレがあるか分からないので外出が不安
- ✓ 事前に情報を収集する際に、目的地までに経由する施設ごとに必要な情報を確認しなければならないため、時間と手間がかかる

<施設管理者など>

- ✓ 合理的配慮を含む利用者からの問い合わせが発生し、すぐに対応できない



バリアフリーマップが作成されていれば…

<利用者>

- ✓ さまざまな人が、外出前や外出先で、必要な情報を施設ごとに検索しなくても効率的に入手できる
- ✓ 安心して外出ができるようになり、社会参加につながる

<施設管理者など>

- ✓ まちのバリアフリー化の進捗が把握できるようになり、バリアフリー化が促進
- ✓ マップ作成の協働を通じて、利用者・事業者・自治体の連携体制が構築できる
- ✓ バリアフリー意識が向上する



バリアフリーマップの作成（改訂）により得られた効果

- バリアフリーマップを作成した市町村の半数以上が、「バリアフリーマップの作成を通してまちのバリアフリーについて考えるきっかけとなった」と回答している。

バリアフリーマップの作成（改訂）により得られた効果（n=138）



C o l u m n

バリアフリーマップからまちづくりへ

バリアフリーマップの作成は、市民や観光客に対しての情報提供のためだけでなく、情報を提供する施設管理者が、施設のバリアフリー化について考えるきっかけとなったり、自治体がハード整備を進めていかなければならない場所の再確認にもなり、実際にバリアフリー整備の事業につながったケースもあります。

このように、バリアフリーマップは情報提供の手段としてだけでなく、まちのバリアフリー化を促進していくためのツールにもなり得るものなのです。

バリアフリーマップ等の作成を促進するための仕組み

平成 30 年 5 月に成立した改正バリアフリー法(平成 30 年 11 月に施行)では、市町村によるバリアフリーマップ等の作成を支援するため、移動等円滑化促進方針(マスタープラン)制度を創設するとともに、**マスタープランや基本構想において、バリアフリーマップの作成に関する事項を定めることによる効率的な情報収集ができる**ようになりました。

このような制度も活用しつつ、地域における情報を効率的に収集し、提供することを目指す自治体が増えてきています。

市町村によるバリアフリーマップの作成・提供

高齢者、障害者等のまちなかにおける回遊性を向上させ、地域において安心して日常生活や社会生活、観光等を楽しむためには、バリアフリーマップによる情報提供が有効です。

このため、平成 30 年 11 月の法改正により、市町村がバリアフリー法によるマスタープランや基本構想を作成している地域においてバリアフリーマップを作成する場合、施設設置管理者には市町村の求めに応じてバリアフリー情報を通知する義務等が課されています。

これにより、市町村において円滑に情報の収集ができるようになっています。

■ 概要

対象施設

義務: 旅客施設、特定道路
努力義務: 特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

- エレベーターの有無
- 障害者用トイレ、障害者用駐車区画の有無や数 等

バリアフリーマップの作成例

高槻駅周辺おでかけ MAP (大阪府高槻市)



移動等円滑化促進方針（マスタープラン）とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもので、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有し、具体的な事業を位置づけるバリアフリー基本構想作成に繋げていくことをねらいとしています。

基本構想の作成にあたっての課題として、具体的な事業に関する調整が難航すること等が挙げられていますが、マスタープランは、具体的な事業を位置づけていなくても、基本構想の前段として市町村全域にわたる方針を示してバリアフリー化を促進することが可能です。

マスタープラン作成のメリット

- 事業に関する調整の容易化
- 届出制度による交通結節点における施設間連携の推進
- バリアフリーマップ作成の円滑化
- 道路等のバリアフリー化事業に関する交付金の重点配分

など



移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する計画で、旅客施設等と道路等の施設の移動等の経路でバリアフリー整備が不連続にならないよう、基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的としています。

バリアフリー基本構想作成のメリット

- 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進
- 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例
- 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン事業）の活用
- バリアフリーマップ作成の円滑化
- 道路や鉄道駅等のバリアフリー化事業に関する交付金・補助金の重点配分

など



☆ 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・移動等円滑化基本構想の作成については、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html

情報提供の基本的な考え方

バリアフリーマップでの情報提供を行う前提として、バリアフリー情報を必要としている人の特性や、具体的に必要としている情報を理解することが重要です。そして、情報提供を行う際には、誰に対して、どのような情報を、どのような形で発信するのかを考えることが重要です。



一方で、**情報量が多くなりすぎると、必要な人に、必要な情報がかえって届きにくくなるといったことも考えられるため、利用者が必要な情報を様々な手段で選択できるようにすることの検討が必要**です。

バリアフリーマップによる情報提供を行う際には、必要としている人々に必要な情報が届くように、ユーザビリティや情報保障にも配慮しましょう。

■ 障害の主な特性と必要な情報

対象者	主な特性	移動の際の主な困りごと
視覚障害者	● 障害の程度により、大きく全盲と弱視(ロービジョン)に分けられる ● 白杖や盲導犬を利用する人、ガイドヘルパーと一緒に歩く人、白杖等を利用せずに1人で歩く人など、人によって支えが異なる	● 視覚的な案内のみで音声・音響による案内がないと情報を得にくい ● 不慣れな場所や混雑した場所では方向が分からなくなることがある ● 移動することだけでなく、周りの状況や掲示物などを見ることも困難
聴覚・言語障害者	● 外見からは気づかれにくく、誤解されたり、障害を理解されないことがある ● 聞こえ方の程度には個人差があり、補聴器で会話が可能な人もいるが、補聴器をつけても周囲の雑音等でうまく聞き取ることができない人もいる ● 聴導犬を利用する人もいる	● 音声や音響による情報が聞こえない、聞きとりにくい ● 音声や音響による情報だけでは、すぐに状況を理解することが難しい
肢体不自由者 車椅子使用者	● 肢体不自由の原因により困難さには個人差がある ● 身体状況に応じて車椅子や介助犬を使用する人もいる ● 交通機関乗車時や食事時などは座席に移乗する人もいる ● 移動中は車椅子使用者や介助犬の十分なスペースが必要	● 階段や段差の上り下り等が困難 ● 車椅子では、隙間や段差、溝を越えることは困難 ● 車椅子が移動したり車椅子から移乗するスペースが確保されていない場合(多機能トイレ、十分な通路幅がないなど)、移動が困難
内部障害者	● 外見からは気づかれにくく、誤解されたり、障害を理解されないことがある ● 体調が変化しやすい、骨折しやすい、風邪などの疾患がうつりやすいなどの不安がある	● 長時間立っていることや、長い距離を連続して歩いたり、階段の昇降が難しい ● 人工肛門、人工膀胱を使用している人の場合、オストメイトに対応した設備のあるトイレが必要
発達障害者	● こだわりが強く、突発的な出来事や予定の変更への対応が苦手だったり、時間の感覚がわかりにくかったりする人もいる ● 自分の意思とは関係なく、身体が動いたり、声や言葉が急にでたりする人もいる	● 利用上のルールなどの説明が複雑だと理解しにくい場合がある ● いつもと違う状況だと対応できない場合がある ● 疲れた時に休む場所がないと困る
知的障害者	● 話の内容を理解できなかったり、自分の考えや気持ちを表現することが難しく、コミュニケーションを上手にとれないことがある ● 判断したり、見通しをもって考えることが苦手な人もいる	● 利用上のルールなどの説明が複雑だと理解しにくい場合がある ● いつもと違う状況だと対応できず、パニックになってしまう場合がある ● 困ったことが起きて自分から助けを求めることができない人もいる
精神障害者	● ストレスに弱く、緊張したり、疲れやすかったりする ● 人と対面することやコミュニケーションが苦手な人もいる	● 利用上のルールなどの説明が複雑だと理解しにくい場合がある ● いつもと違う状況だと対応できず、パニックになってしまう場合がある ● 困ったことが起きて自分から助けを求めることができない人もいる
高齢者	● 個人差はあるが、加齢により視力・聴力・筋力などの身体機能や体力が低下する人もいる	● 案内サインや小さな文字が読みにくい、機械の操作が難しい
妊産婦・子供連れ	● 妊娠初期は急な体調の変化や外見から気づかれにくい ● 妊娠後期におなかが大きくなっていくにつれて動きやすさが変化する ● ベビーカーを使用したり、乳幼児を抱きかかえて移動したりする ● 子供が騒がないか周囲を気にする	● 妊娠中でお腹が大きくなると、足元が見えにくく階段や段差の昇降が困難 ● 双子用ベビーカー等で利用できない出入口や通路がある
外国人	● 日本語による情報の理解や、コミュニケーションが困難であることが多い	● 日本語のみの案内では理解できないことが多い
その他	● (初めて訪れた人など)地域の状況を即座に把握しにくい	● スマートフォン等がない場合、現地での案内が頼りとなる

障害の種別と必要な情報

心身機能の障害は人によってさまざまであり、同じ種類の障害のある方でも、障害の程度や障害を補完するために使用する設備・機器もさまざまであるため、バリアフリー情報に対するニーズもさまざまです。バリアフリーマップにおいては、あらゆる障害のある方がそれぞれに満足できる情報提供を行うことが望ましいため、まずは**障害の特性によりどのような情報提供が必要なのか**を確認しましょう。

なお、もちろん、全てのニーズをバリアフリーマップによる情報提供で満たすことは困難ですが、**どのような情報に対するニーズがあるのかを把握し、これらに対してどのように対応していくのかを検討する姿勢が重要**です。

以下では、障害の種別と主な特性、必要な情報の例を示します。ハード面の対応状況のみならず、ソフト対策も重要な情報です。まずは、障害者や高齢者がどのようなことに困り、どのような情報が必要とされているのかを理解しましょう。

必要な情報の例	望ましい情報提供のあり方(情報保障)
●視覚障害者誘導用ブロックの有無 ●音声案内装置の有無 ●点字メニューの有無(飲食店) ●点字案内の有無 等	●点字版、テキスト版マップの作成 ●カラーユニバーサルデザインに配慮 ●大きい文字サイズで作成 ●触地図
●筆談ボードの有無 ●ヒアリングループの有無 ●手話対応者の有無 等	●FAX 番号やメールアドレスの案内 ●手話・文字映像等による情報提供
●車椅子対応トイレの有無 ●車椅子対応エレベーターの有無 ●車椅子対応駐車区画の有無 ●段差の有無 ●スロープの設置有無 ●出入口扉の種別 等	●水平移動可能なルートや情報を網羅(施設毎の断片的な情報ではなく、経路も含めて)
●オストメイト対応トイレの有無 ●ベンチや休憩スペース 等	●必要なトイレ設備のある施設の提供
●コミュニケーション支援ボードの有無 ●ベンチや休憩スペース ●水飲み場 等	●分かりやすいイラストやアイコンの記載、ルビの表記 ●具体的で簡潔な分かりやすい説明
●コミュニケーション支援ボードの有無 ●ベンチや休憩スペース ●水飲み場 等	●分かりやすいイラストやアイコンの記載、ルビの表記 ●具体的で簡潔な分かりやすい説明
●ベンチなど休憩スペース ●水飲み場 等	●具体的で簡潔な分かりやすい説明
●エスカレーターの有無 ●エレベーターの有無 ●ベンチや休憩スペース 等	●水平移動可能なルートや情報を網羅 ●大きい文字サイズで作成(施設毎の断片的な情報ではなく、経路も含めて)
●おむつ替えシートの有無 ●授乳室の有無 ●幼児用便器の有無 ●エスカレーターの有無 ●エレベーターの有無 等	●必要な施設の提供 ●水平移動可能なルートや情報を網羅する(施設毎の断片的な情報ではなく、経路も含めて)
●洋式便所の有無 ●多言語メニューの有無(飲食店) ●多言語対応案内の可否 等	●多言語表記 ●複数示すものがある場合にナンバリングによる記載
●案内所の有無 ●案内スタッフの有無 ●介助スタッフの有無 等	●マップの紙での配付等現地、事前のどちらでも情報を入手できるようにする

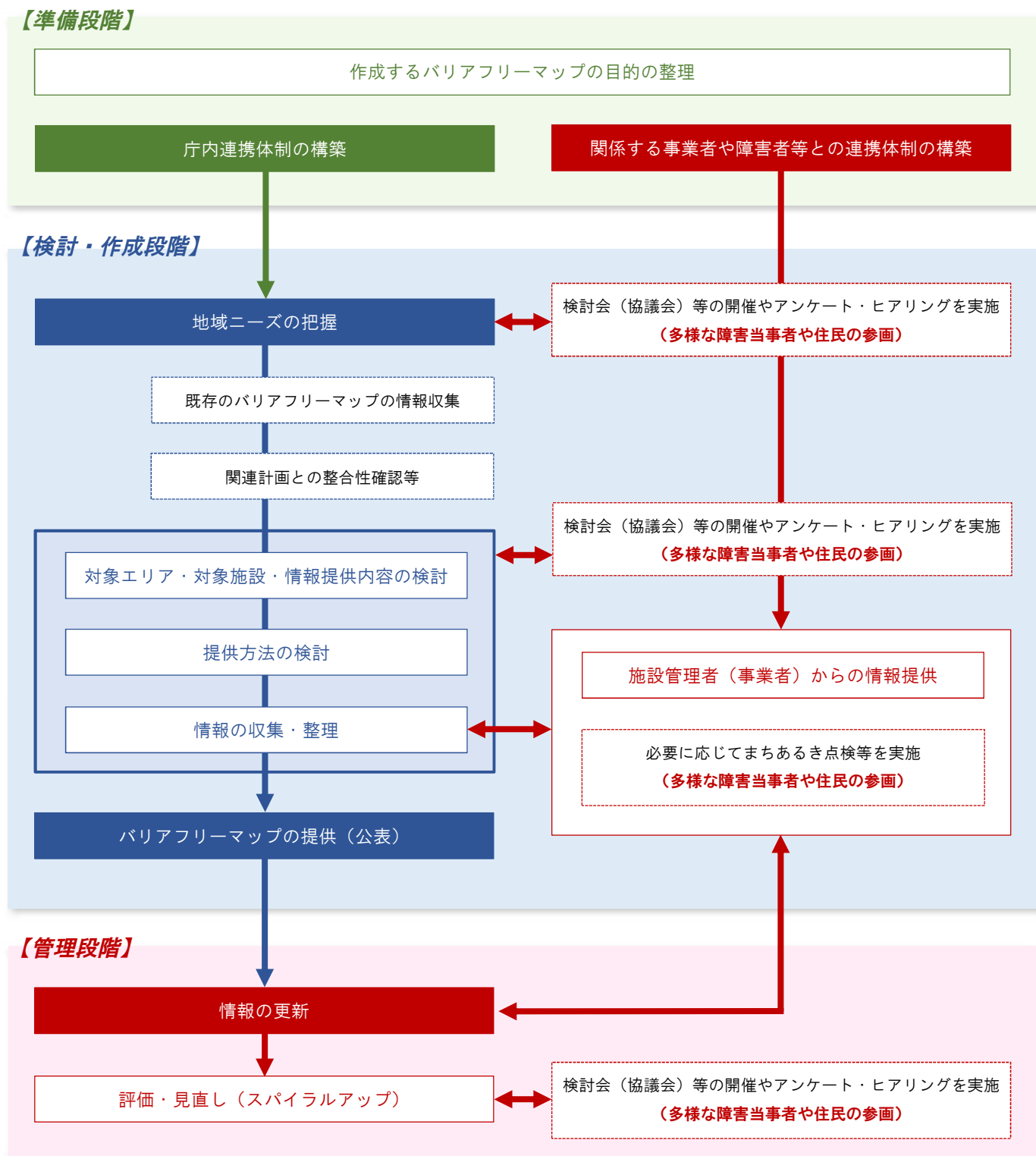
バリアフリーマップの作成手順

バリアフリーマップの作成を円滑に進めるためには、準備段階、検討・作成段階、作成後の管理段階までを見通して、情報収集や情報提供の手法を検討することが重要です。

せっかく時間かけて情報収集をしても、管理や更新がしにくいようなデータ整理をしてしまえば、継続したバリアフリー情報の提供ができません。

本章では、バリアフリーマップの主な作成手順を示しながら、各段階での留意事項を解説していきます。

■バリアフリーマップの主な作成手順



バリアフリーマップ作成の体制

作成するバリアフリーマップの目的の整理

バリアフリーマップの作成に際しては、まず、どのような目的で、誰を対象として、どのような方法で提供されることが望ましいと考えているのか、**作成後の活用方法のイメージを整理**しましょう。

利用者の想定は、移動に何らかの不自由がある方だけでなく、一般の方も含めるなど誰もが移動に関する情報を入手できるツールとして整理されている事例も多くあります。

最初のイメージを明確にすることで、自治体の内外でどのような関係者に声をかけていくことが必要なのかも整理することができます。

・ バリアフリーマップ作成の目的と活用方法のイメージ ・

- **高齢者、障害者などの市民の外出の機会を増やしたい！**
 - 公共施設などで配布する？
 - 事前にインターネットで閲覧できるようにする？
- **障害の有無に関わらず観光に訪れてほしい！**
 - 観光案内所等で配布する？
 - スマートフォンのアプリで検索できるようにする？
- **イベント開催時に利用可能な施設やルートを発信したい！**
 - 会場周辺で配布する？
 - 利用者の特性に応じて表示できる情報を変更する？

庁内体制の構築

現在、バリアフリーマップによる情報提供を行っている市町村等が、バリアフリーマップ作成に至るきっかけはさまざまで、「地域住民や障害当事者等から要請があったため」、「バリアフリー基本構想を作成した地域での情報提供が必要と感じたため」、「ユニバーサルツーリズムに対応するため」「まちづくりに関する新たな計画を作成するためにまちあるきを実施したため」、「大規模なイベントの開催に合わせて経路情報の提供が必要であったため」…などの理由が挙げられています。

バリアフリーマップは、「福祉関連部局」が担当するもの…と思われることもありますが、このようにきっかけはさまざまであるため、実際に作成している主体的な部局もさまざまです。**バリアフリー情報が一元的に提供されることは、利用者にとって有効なので、さまざまな視点からバリアフリーマップの必要性を検証してみましょう。**

なお、バリアフリーマップの作成は、まちづくりや施設整備とも密接に関連するものです。高齢者や障害者等の実態については福祉関連部局が詳しいかもしれませんが、道路の状況や建物の状況については、道路関連部局や建築関連部局の方が、地域の状況については都市計画・まちづくり関係部局が詳しいなど、**バリアフリーマップの作成においては、それぞれの分野に詳しい関係者同士が連携していくことが重要**です。また、民間の商業施設や飲食店等の情報も同時に発信しようとする場合には、地元の商工会関係団体と関係の深い部局にも声をかけておくスムーズに依頼ができることもあります。

どこの担当部局がバリアフリーマップの作成を発意しても、どのような体制を組んで進めていくべきなのかを検討し、必要な庁内連携の体制を構築しましょう。



C o l u m n

市町村以外がバリアフリーマップ作成の主体になることについて

丁寧な情報収集・情報提供を心がけるほど、自治体内部のみでは抱えきれないとの声もあります。あらかじめ、地域団体や民間企業等との連携を検討することで、継続的な情報提供が可能になることもあります。もちろんその場合も、自治体から事業者へ情報提供の協力を呼び掛けるなど、継続的な情報提供のために適切にサポートは不可欠です。

関係する事業者や障害当事者等との連携の構築

高齢者や障害者等の利用する人にとって使いやすいバリアフリーマップとするため、また、作成を円滑に進めていくためには、関係する事業者や障害者等との連携も考慮する必要があります。

アンケートの調査によると、**バリアフリーマップを作成している地方公共団体のうち7割以上において施設管理者や障害当事者等の関係者にも声かけをして作成に関与**しています。また、高齢者や障害者当事者については、約半数の地方公共団体で作成に関与しており、肢体不自由者や視覚障害者が関与している事例が比較的多くなっていますが、**多様な障害者が関わることが重要**です。

なお、関係者との連携においては、**多様な主体の意見を収集したり、関係者(団体)間の具体的な協議や調整を行うために、会議体を設置している自治体も見受けられ、バリアフリー基本構想を作成している地方公共団体では、協議会を活用しているところもあります。**



事前調査

地域ニーズの把握

既存のバリアフリー基本構想や福祉に関する計画、まちづくりに関する計画等を作成する際に、地域の情報提供に関する困りごとに関するアンケート調査や、関係するニーズ調査等を実施していないかを確認し、あれば活用しましょう。

必要に応じて**協議会の開催やアンケート・ヒアリングを実施し、地域にどのようなニーズがあるのかを確認すること**が有効です。具体的な施設や場所の課題や、市域全体にわたる課題など、多様な障害当事者や住民等の協力を得ながら確認しましょう。

人口や施設が少ないなど、バリアフリーマップの必要性が見いだしにくい地域でも、災害対応として高齢者や障害者の避難ルートを検討している地域は多いと想定されるため、それらの情報を参考に検討することも考えられます。

既存のバリアフリーマップの情報収集

過去に市町村で作成したバリアフリーマップがあれば、いつ、どのようなきっかけで、どの地域を対象としたのかなど、作成に関する状況を把握することで、効率的に情報収集できる場合があります。

また、市町村が主体的に作成したものだけではなく、**地域の商工会や観光団体、住民団体等が中心となって作成しているマップがある場合**には、こうした主体からも情報収集しながら、市町村における情報収集・整理・提供のあり方の検討を行いましょう。**すでに作成している主体と協働してバリアフリーマップの作成に取り組むことも**考えられます。

対象範囲・対象施設・対象経路の検討

情報提供の対象エリア

市域全体を対象としたり、市町村域をまたいで都道府県域で共通した情報提供を行ったり、中心市街地や観光地を対象としたりするなど、バリアフリーマップの作成にあたっては、**情報提供の目的に応じてどのようなエリアを対象とするのかを検討**しましょう。

バリアフリーマップ作成の効果や地域の反応を見るために、エリアを限定してモデル的に作成してみることも効果的です。バリアフリー基本構想を策定している地方公共団体では、基本構想における重点整備地区をバリアフリーマップの対象エリアとしている事例も見られます。

C o l u m n

バリアフリー基本構想等とバリアフリーマップ

バリアフリーマップを作成している市区町村のうち4割以上がバリアフリー基本構想の重点整備地区を対象に含めていると回答しています。

面的なバリアフリー化を促進している地域では、特にバリアフリー施設や経路の情報提供が求められています。基本構想・マスタープランの作成の際には、こうした情報提供に関する事項についても、積極的に触れるようにしましょう。

重点整備地区の要件

1. 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる区域
2. 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
3. バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区



情報提供の対象施設

情報提供の対象施設は、バリアフリーマップを利用する高齢者や障害者等が利用する可能性のある施設とすることが望まれます。百貨店や飲食店、観光施設などの民間施設も対象にすることが期待されます。民間施設の管理者の協力を得る場合は、しっかりと調整時間を確保しましょう。

まずは地方公共団体やその関連団体が管理する公共施設から情報提供を始め、民間施設については、情報が得られ次第、順次加えていくといった方法も考えられます。

情報提供を行う施設の優先順位については、あらかじめニーズ調査等で、高齢者・障害者等の利用実態を把握しておくことが重要です。

既存のバリアフリーマップにおける情報提供の実態

- バリアフリーマップを作成している市区町村のうち、6割以上で公共施設（特に官公庁施設、保健・医療・福祉施設など）を情報提供の対象施設としている
- 民間施設についても、半数程度は情報提供の対象とされており、商業施設については大規模～中規模のものが情報提供の対象の中心となっている

情報提供の対象としている施設 (n=138)



寺社仏閣、観光施設といった回答が挙げられた

● トイレ（車椅子使用者用トイレ等）に関する情報 ●

トイレに関する情報は、非常に重要です。障害の特性に応じて利用できるトイレがどこにあるのか、マップ上にピクトグラムなどで位置を明示することが効果的です。

また、トイレに付属している機能の情報については、バリアフリー法で義務づけられている車椅子対応やオストメイト対応の設備があるトイレの情報を標準としつつ、多様な利用者を想定して、設置されている様々な設備の情報を発信しましょう。障害の状況によっては、手すりの設置されている位置も重要なため、トイレの個室の状況がわかるように写真を示すと効果的です。

なお、一般トイレに関する情報は、視覚障害者や高齢者にとって重要です。障害者用設備やおむつ交換台などが一般トイレに設けられることもあり、どこにトイレがあるかわかるだけで安心して外出ができる方が沢山います。

標準

- 車椅子使用者用トイレの有無
- オストメイト対応設備の有無
- 手すりの有無
- おむつ交換台の有無
- 大人用ベッドの有無
- 音響・音声案内の有無

望ましい

- 案内表示、触知平面図の有無
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設有無
- 出入口の幅
- 出入口扉の開閉形式（ドア形態、手動／自動扉）
- 個室の大きさ（面積）
- 便器の形状
- ベビーチェアの有無
- 背もたれの有無
- 設備等の状況がわかる写真

バリアフリーマップでの情報提供事例（トイレ（車椅子対応トイレ／機能付きトイレ））

あんしんおでかけマップ（東京都練馬区）



施設一覧画面では
アイコンで表示



設備の写真

会津若松市福祉まっぷ（福島県会津若松市）



設備の写真

3. バリアフリーマップの作成

エレベーターに関する情報

垂直移動で多様な利用者が利用しやすいエレベーターの有無や位置は非常に重要です。あらかじめ、車椅子使用者を想定したものかどうか、あるいは、視覚障害者の利用を想定して点字表記や音声案内を行っているかどうかは、当該エレベーターを利用できるかどうか判断するために重要な情報です。その他の望ましい詳細な情報を掲載する余裕があれば、利用者にとってとても便利になります。

標準

- エレベーターの有無
- 点字表記の有無
- 車椅子使用者対応の有無
- 音声・音響案内の有無

望ましい

- 出入口の幅
- かごの形状・大きさ
- 鏡の有無
- 手すりの有無
- 視覚障害者誘導用ブロック敷設の有無
- 利用可能時間
- 非常通報の形式

エスカレーターに関する情報

エスカレーターが上り又は下りどちらか一方しかない場合や、通常と異なる特殊な動き(高速運転やフラットな箇所)がある場合には、その旨を記載しておく有効です。

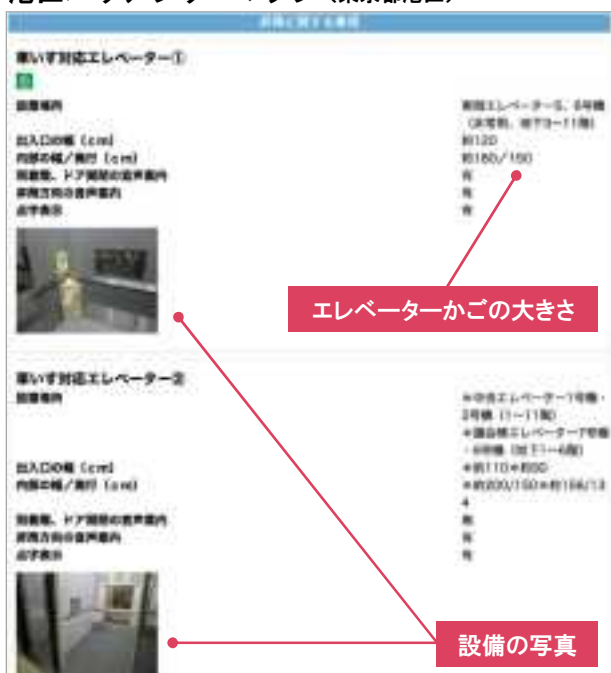
エレベーター等の代わりに車椅子使用者対応のエスカレーターが設置されている場合には、情報提供の対象にしましょう。

望ましい

- エスカレーター(車椅子対応を含む)の有無
- 音声・音響案内の有無
- エスカレーターの進行方向
- 設備の写真

バリアフリーマップでの情報提供事例(エレベーター)

港区バリアフリーマップ(東京都港区)



鎌ヶ谷市バリアフリーマップ(千葉県鎌ヶ谷市)



階段・通路に関する情報

施設内における階段や通路情報については、階段周辺のバリアフリー設備（スロープや手すり、階段昇降機等）の有無などと一緒に情報提供できると、その施設を利用可能か判断がしやすくなります。

標準

- 階段の有無
- スロープの有無
- エレベーターの有無
- 手すりの有無
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設有無

望ましい

- 簡易リフトの有無
- 階段昇降機の有無
- 設備の写真

駐車場に関する情報

公共交通機関を利用できない場合など、障害者用の駐車区画がどこにあるかの情報を提供することは重要です。一般駐車区画については、3.5m以上の広い区画を必要としない方にとっては有益な情報であることも考慮しましょう。

標準

- 障害者用駐車区画の有無

望ましい

- 障害者用駐車区画の数
- 障害者用駐車区画から出入口までの経路
- 障害者用駐車区画の写真
- 一般駐車区画の有無

バリアフリーマップでの情報提供事例（階段・通路／駐車場）

長野市ユニバーサルタウンマップ（長野県長野市）



通路等に関する情報

設備の写真

なかの便利地図（東京都中野区）



© Nakano City All Rights Reserved.

● 乳幼児用施設に関する情報

トイレに設置されたおむつ交換台などの乳幼児対応設備の設置状況以外にも、情報提供対象施設内に別途授乳スペースや、おむつ交換台を設置したブースが確保されている場合には、情報提供しましょう。

授乳スペースについては、共用で利用できる流し台や湯沸かし器などがあるかどうかの情報も記載することが望ましいです。

また、ベビーカー等の貸し出しがある場合には、その旨も情報提供すると良いでしょう。

標準

- 授乳スペースの有無
- おむつ交換台／乳幼児用ベッドの有無

望ましい

- ベビーカー貸し出しの有無
- キッズスペース(託児所)の有無
- 流し台の有無
- 湯沸かし器の有無
- 設備の写真

バリアフリーマップでの情報提供事例（乳幼児用施設）

港区バリアフリーマップ（東京都港区）

区役所、総合支所

赤坂地区総合支所

電話番号：5413-7011
住所：赤坂4-18-13

乳幼児用施設に関する情報の提供

詳細 地図

障害特性に応じた情報

多様な障害特性に配慮して、施設の中で車椅子利用者対応の高さの座席等が整備されているか、視覚障害者が利用可能かなどを示しましょう。その他の障害についても、さまざまな障害のある方への配慮として、休憩用のベンチ等が設置されているかや、コミュニケーションボード等のソフト対策の状況についても提供することが望ましいです。

標準

- 施設における車椅子対応座席・設備の有無
- 案内表示／音声案内設備／字幕・文字情報提供設備の有無
- 建物内の視覚障害者誘導用ブロックの敷設有無
- 筆談対応の有無

望ましい

- 手話スタッフの有無
- 休憩用ベンチ・休憩用スポットの有無
- 介助スタッフの有無／対応可能時間
- コミュニケーション支援ボードの有無

バリアフリーマップでの情報提供事例（視覚障害者・聴覚・言語障害者を対象とした情報提供）

あんしんバリアフリーマップ（東京都墨田区）



静岡市バリアフリーマップ（静岡県静岡市）



障がい者にやさしいまちマップ（岩手県奥州市）



3. バリアフリーマップの作成

その他の情報

ここまで示してきた情報以外にも、その施設で高齢者、障害者、子育ての人々への適切な情報があれば記載します。

なお、こうした情報を提供している施設側のホームページ等が存在している場合には、該当ページの URL 等の情報を掲載しておくことが重要です。

望ましい

- 多言語対応
- AEDの有無
- 公衆電話の有無
- 自動販売機等の有無
- Wi-Fiの有無

バリアフリーマップでの情報提供事例（多言語対応）

ちよだバリアフリーマップ（東京都千代田区）



地区別のバリアフリーマップを日本語版だけでなく英語版でも作成



作成：NPO 法人 リーブ・ウィズ・ドリーム 監修：千代田区

経路情報の提供

実際に訪れたい施設を利用するためには、目的となる施設の
情報提供と一緒に目的地までの経路のバリアフリー情報が
必要です。

現在作成されているバリアフリーマップには、施設のバリアフ
リー情報のみが提供されている事例が多く見受けられますが、**近
年作成されたバリアフリーマップの中には経路情報を提供し
ているものもあり、当事者からは非常に喜ばれています。経
路についても、今後の情報提供の促進が期待されます。**

以下では、バリアフリーマップで経路情報を提供している事
例とともに、提供する経路情報の内容をご紹介します。

経路情報を提供することにした理由

- 基本構想策定地区の移動円滑化に役立つ情報を掲載
するため
- ルート検索機能を付加することで、利便性が向上するこ
とが判明したため
- 安心・安全な歩行ルートの情報提供のため
- 施設までの経路情報が重要だと感じたため
- どの経路のバリアフリー化が良いかを明確にするため

経路に関する情報

目的地となる場所が限られている場合等で最も簡潔に情報提供するには、段差等が解消されているバリアフリールート
を記載します。利用が想定される施設が多く集積している場合には、様々な経路の利用が想定されるため、個別に段差
の有無やエレベーター等の設置位置を示しましょう。

経路上のバリア情報は事前に把握出来ることが望ましいため、可能な限り情報提供に努めましょう。

標準

- バリアフリールート
- 移動経路上のスロープ、エレベーター、エスカレ
ーター
- 移動経路上のバリア情報（傾斜角度、階段等）
- 幅員（広い、狭い等）
- 移動経路案内板（触知平面図）
- 視覚障害者誘導用ブロックの有無
- 横断歩道、エスコートゾーンの有無
- 音響式信号機の有無

望ましい

- 高齢者用押ボタン付信号機（横断秒数延長用）の有無
- 音響式信号機の種類／方向
- 音響式信号機の作動時間
- 歩行時間延長信号機用小型送信機対応の有無
- 地下街
- 駅員室／インフォメーション
- 車椅子対応設備
- トイレ／車椅子利用者対応トイレ等
- 経路上の注意点（路面状況（凸凹が多い、段差、積雪
等）、通行できない時間帯）
- 主なバス停

バリアフリーマップでの情報提供事例（経路情報）

日光バリアフリーマップ（栃木県日光市）



経路上のポイント箇所（注意箇所）を赤丸印で示し、注意す
べき内容を文章で記載

3. バリアフリーマップの作成

バリアフリーマップでの情報提供事例（経路情報）

やさしいまちあかしのユニバーサルマップ（兵庫県明石市）



中央区バリアフリーマップ（東京都中央区）



大規模イベントを契機としたバリアフリーマップ・プロジェクト

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

オリンピック・パラリンピック等協議会では、バリアフリー情報が提供される社会を目指して、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて自治体におけるバリアフリーマップの作成を支援しています。

2020 東京大会に先立ち、2019 ラグビーワールドカップにおいても、各競技会場へのアクセシビリティを確保するため、車椅子使用者や肢体不自由な方を主な利用対象として、大会会場周辺・主な玄関口・市内主要エリアのバリアフリー情報を収集し、わかりやすい地図にまとめて提供しました。

このマップの特徴は、主な目的地である競技会場やファンゾーンまでの駅構内も含めたバリアフリールートを示記したこと、ルート上の交差点情報や坂道などの傾斜情報、ルート周辺のトイレ情報やコンビニエンスストアの位置を1枚の紙マップで確認できるようにしたこと。



＜バリアフリーマップに記載されている経路図＞

掲載する情報の収集に際しては、自治体、障害当事者や地元商工会関係者、市民ボランティア等とともに、情報収集のまち歩き点検を行う前に、地元の障害当事者の講演会を行うなど、参加者全員に心のバリアフリー教育が行われました。参加者からは「いつも何気なく通り過ぎていた場所でも歩道の横断勾配等多くの気づきを得られた。」との声が寄せられました。

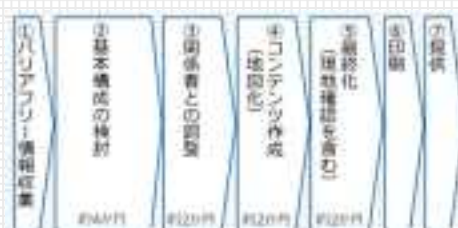
収集する情報は、国土交通省の歩行空間ネットワークデータ仕様で収集し、オープンデータ化するとともに、当該情報を必要とする観客にできる限りマップが行き渡るよう、広く配布できる紙媒体とし、当該紙マップには、QRコードを掲載して Web マップとリンクさせ、利用者の特性ごとに必要な情報を取捨選択して表示できるような配慮も行っています。

情報提供段階前には、一度作成したマップを元に再度まち歩きを行い、必要な情報が実際にマップに掲載されているかどうかのチェックも行い、バリアフリールートを実際に移動する際に要する時間もマップに掲載しています。

作成されたマップは、近隣の主要な旅客施設や会場最寄り駅等において配布されました。



＜移動経路の傾斜をタブレットで計測している様子＞



＜マップ作成の流れ＞

提供方法の検討

情報提供の方法

バリアフリー情報の提供方法としては、Web での情報提供、冊子の配布など印刷物での情報提供の大きく 2 つに分かれます。**Web の場合は、リアルタイムに情報更新が可能で、利用者がパソコンやスマートフォンで時間や場所を選ばずに見ることができる**というメリットがあります。

一方の**印刷物の場合は、パソコンやスマートフォン操作が苦手な人でも利用可能で、手軽に広げて見ることができる**というメリットがあります。

バリアフリーマップの作成に際しては、どのような人たちがどのような目的で利用するのかを想定して、情報提供方法を決定することが重要です。**近年作成されているバリアフリーマップは、WebGIS を活用しているものが多く、利用者がそのニーズに応じて情報を取捨選択して取得できることが大きなメリット**です。

情報提供の種類と違い



Webでの情報提供

電子マップ (WebGIS)

- ・電子地図情報システムのことを指し、他の部局を含めたまちづくり全体での情報の活用が可能
- ・ソフトの操作方法の教育を受けた者であれば、比較的容易に情報更新が可能
- ・導入や維持コストがかかる

Web マップ

- ・コストをかけずに導入可能
- ・活用の際には、多少の専門知識が必要
- ・Web マップ運営者の都合により、システムの仕様変更が行われるなど、突然利用できなくなる場合がある

その他 (CMS 等)

- ・ホームページの更新と同様の方法で更新が可能



印刷物での情報提供

冊子・ リーフレット

- ・パソコンやスマートフォンに不慣れであっても利用可能
- ・観光情報や施設紹介などのリーフレットとして配布が可能
- ・広げて全体を確認できるため見やすい場合が多い
- ・印刷物のため、リアルタイムでの情報提供が行えず、情報更新の場合は印刷しなおしたり、シール貼りによる対応となる
- ・デザイン性が高いものにする場合に外注コストがかかるほか、増刷の度にコストがかかる



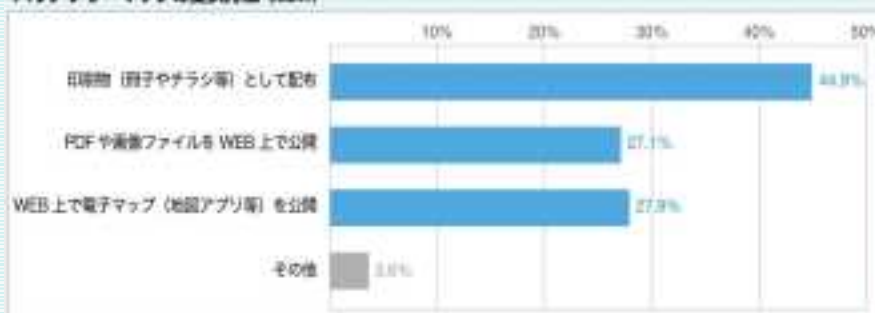
PDFでの情報提供

印刷物として作成したデータを、PDFとしてWebに掲載している事例も多く見られますが、この場合は印刷する場合と比べて、情報に変更のあった場合の差替えが素早く行えます。

バリアフリー情報の提供方法

- 約半数のマップが紙ベースで作成されているものの、インターネットと配布物で同様の情報を異なる形式で提供している事例も見られる

バリアフリーマップの提供方法 (n=247)



地図情報システム（WebGIS）の事例

ガイドマップかわさき（神奈川県川崎市）



地図情報システム(WebGIS)は、ベースとなる地図の上に図形やアイコンなどをプロットし、関連する情報を提供するシステムです。バリアフリーマップを提供する目的としてだけでなく、都市計画や統計情報等を提供するために導入している自治体もあります。

地図情報システムは、複数の情報をレイヤー(層)ごとに分け、必要な情報を選択して重ねて表示できるという特徴があります。このため、取り扱う情報が増えても、利用者が必要な情報を取捨選択でき、さまざまな情報を見やすく提供することが可能です。例として挙げた川崎市の「ガイドマップかわさき」では、レイヤーで25種類の情報の標示を切り替えられるようになっています。

なお、システムの提供者により操作性や表示方法が異なります。



地図情報システムを導入しているその他の自治体

あんしんバリアフリーマップ（東京都墨田区）



とくしまユニバーサルデザインマップ（徳島県）



Web マップの事例

高槻駅周辺おでかけ MAP（大阪府高槻市）



地図情報システム(WebGIS)ではなく、インターネット関連サービス事業者が提供する地図プラットフォームを利用し、バリアフリーマップを作成している事例もあります。地図情報システム(WebGIS)と比較すると、機能面に制約がある場合もありますが、レイヤー(層)を切り替えて情報を表示するなどが可能です。



たかまつユニバーサルデザインマップ（香川県高松市）



高松市が提供する「たかまつユニバーサルデザインマップ」は、キーワード検索だけでなく、対象者・目的・場所等の条件を絞って検索できるようになっています。

その他の Web マップの事例

やつしろバリアフリーマップ（熊本県八代市）



秩父市バリアフリーガイドマップ（埼玉県秩父市）



検索機能などを持たず、従来の Web ページで施設等のバリアフリー情報を提供している自治体もあります。

Web マップに施設の所在地をプロットしているものもあります。

印刷物（冊子等）の事例

高槻駅周辺お出かけ MAP（大阪府高槻市）



おでかけらくらくマップ（愛媛県松山市）



Web マップを冊子等の印刷物として配布したり、印刷物用に作成したバリアフリーマップを PDF 版にしてホームページ上で公表したりしている自治体もあります。デザインの自由度が高く、気軽に手に取って情報を見ることができるなど、地図情報システム等の電子 Web マップとはまた異なった利便性があります。ただし、情報が多くなり過ぎるとかえって分かりにくくなってしまったため、情報の取捨選択や、細かな情報については Web に掲載するなどの工夫が必要となります。冊子化する場合には、持ちやすさや見やすさを考慮したサイズとしたり、利用頻度を考慮した紙質とすることも重要です。

C o l u m n

音声による視覚障害者向け移動支援情報の提供方法

認定 NPO 法人ことばの道案内

視覚障害者は、一般的な地図などの画像による視覚的な情報提供がなされていても、そのままでは情報を把握することができません。このような視覚障害者に対しては、実際に移動する際に必要な情報は、文字情報として集約し、音声に変換して提供することが効果的です。

認定 NPO 法人ことばの道案内が制作している「ことばの地図」は、パソコンやスマートフォンのスクリーンリーダーで読み上げることでテキストデータで作成されており、文字を読むだけで目的地まで移動することができるように作られています。視覚障害者が歩行する際には、点字ブロックだけでなく、聞こえてくる音や匂いなど、地図を見ているだけでは分からない情報も活用されているので、「ことばの地図」の作成に現地調査は欠かせません。

テキストデータの作成には工夫が必要です。視覚障害者は、「次の角を右」といったあいまいな指示では分かりません。具体的に、「どこを起点として」、「どのくらいの距離で」、「どのような目標物が出てきたら」曲がるのかを、具体的に指示する必要があります。また、スクリーンリーダーでは正確に読み上げることができない固有名詞や地名などは、ひらがなで表記するといった工夫も必要です。

現在、「ことばの地図」は主に施設までのルート案内する「ウォーキングナビ」と、駅構内のルート案内する「ことばでわかる駅情報」として、情報の提供が行われています。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては、競技会場の最寄り駅から競技会場までの主要な経路情報についても提供できるよう、作成が進められています。



＜マップによる移動経路案内＞
作成：NPO 法人 リーブ・ウィズ・ドリーム 監修：千代田区

マップとテキストデータによる情報提供の違い

上のマップは九段下駅から千代田区役所までをマップで示したもの、右は同じルートをテキストで案内したものです。テキスト版では最初に目的地までの所要時間と距離を伝えた後、視覚障害者用誘導ブロックの分岐点や目標となる地点までの距離や方向の案内を行っています。テキスト版は主に視覚障害者が利用するため、方向は「クロックポジション」（時計の短針に例えて示す方法）で表記されています。

千代田区役所（地下鉄 九段下駅）

千代田区役所までの地下鉄九段下駅・有明駅方面・半蔵門線・九段下駅
※出入口からおおよそ徒歩1分、距離は23メートルの道案内を行います。

目的地は九段下駅を西へ、おおよそ100メートルの方向にあります。

点字ブロックは、ほぼ完全に敷設してあり、道案内も点字ブロックに沿って案内します。

1 階段の上り下りによって道路を正面12時の方向へ1メートルほどすすむ。くさり階段があります。

2 くさり階段を正面12時の方向へ1メートルほどすすむ。歩道があります。

3 歩道を正面12時の方向へ1メートルほどすすむと、右3時方向への点字ブロックの曲がり角があります。

4 点字ブロックの曲がり角を右3時の方向へ1メートルほどすすむと、十字路の点字ブロックがあります。

5 十字路の点字ブロックを右3時の方向へ1メートルほどすすむと、点字ブロックの分岐点があります。参考あり。

（参考：点字ブロックの分岐は正面12時方向と右3時方向を左まえ11時方向に分岐しています。参考あり）

6 点字ブロックの分岐を左まえ11時の方向へ1メートルほどすすむと、左まえ11時方向への点字ブロックの曲がり角があります。

7 点字ブロックの曲がり角を左まえ11時の方向へ1メートルほどすすむと、通りがあります。参考あり。

（参考：右側は円形通りです。参考あり）

8 通りを正面12時の方向へ4メートルほどすすむと、歩道があります。参考あり。

（参考：通りには点字ブロックが敷設されています。参考あり）

9 歩道を正面12時の方向へ1メートルほどすすむと、信号のある横断歩道があります。参考あり。

（参考：建ち、点字ブロックは11メートルほどで左にカーブしています。参考あり）

10 信号のある横断歩道を正面12時の方向へ4メートルほどすすむと、歩道があります。

＜テキストによる移動経路案内＞

情報の収集・整理

情報の収集方法

バリアフリーマップで対象とする**多くの施設のバリアフリー情報を、正確に収集・提供するために、情報収集・提供のための協力体制の構築が不可欠**です。一般的には、施設管理者等から協力を得る場合が多いのですが、NPO 団体等の協力を得て「まち歩き点検」などの調査を行ったり、市民から情報提供を受けていたりすることも重要です。



■ まち歩き点検による情報収集

「施設のバリアフリー化は図られているが、その施設までの経路がバリアフリー化されていなかった」、「歩道に点字ブロックが敷設されているものの、放置自転車やお店の看板が置かれているために危険な状態だった」...といったように、個々の施設の管理者だけでは見落としてしまうような状況もあります。そのような場合に有効なのが、まち歩き点検です。

まち歩き点検を実施する際は、**障害当事者に参画してもらうなどし、当事者の目線からチェックをして情報収集することが有効**です。

自治体によっては、NPO 団体等の外部団体との協働事業で、障害当事者を含めたメンバーや、地域在住・在勤のボランティアの協力を得てまち歩き点検を行い、それらの結果をバリアフリーマップの作成に反映しているところもあります。

C o l u m n

効率的なバリアフリー情報の収集に向けたマスタープラン等との連携

バリアフリーマップ作成のため、市町村がバリアフリー情報やバリア情報を収集していることを、さまざまな形で広く市民や事業者が発信することがとても重要です。市町村が収集している、高齢者、障害者等が必要としている情報を自治体のホームページや、広報等で広く知らせることによって、自然と市民や事業者等から情報を集められる状況を構築し、集まった情報から順次掲載・更新していくことが効果的です。

現在、作成が進められているマスタープランやバリアフリー基本構想においては、市町村がバリアフリー情報提供に関する事項を明記し、市民や事業者、施設管理者から必要な情報を収集し、公表することが求められています。

明石市が作成するバリアフリー法に基づくマスタープラン「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」では、施設管理者から提供された情報を元に、市においてバリアフリーマップの作成や情報発信を行うこと、また、掲載内容の更新や追加情報の収集が継続的に行えるような体制の構築について、記載されています。

バリアフリーの計画の推進とともに、情報提供の推進についても、これらの計画に明示することによって、計画に基づいた情報提供を求めることが可能になります。

(例) バリアフリーマップの作成・活用

高齢者や障害者、子育て世代など、多様な方がまちを移動する際に必要な情報を把握しやすくし、外出機会を増やすことを目的に、バリアフリー化された施設や道路等のバリアフリー情報が一目でわかる地図(バリアフリーマップ)の作成とその普及を図ります。作成にあたっては、各施設の利用者や施設管理者の意見を踏まえながら、使いやすく更新しやすいものとなるように配慮します。市がマップを作成する場合には、バリアフリー法の規定に基づき、障害施設や道路等の管理者から、バリアフリーの状況に関する情報提供を受けながら進めます。また、民間や他団体によるバリアフリーマップの作成・情報発信を促進し、その普及に努めます。マップ作成後も、掲載内容の更新や追加情報の収集が継続的に行えるような体制の構築を検討します。



明石駅周辺のバリアフリーマップ



市商業施設が作成したトイレマップ

【バリアフリーマップで掲載する内容の例】

- 施設の名称・バリアフリー施設・出入口の状況・トイレ(多目的トイレ/オストメイト/大型トイレ等の名称) 等
- 道路の名称・歩道ブロックの設置状況・歩道の障害物の位置・急な段や傾斜が強い等の危険箇所の明示 等
- その他、市・区・自治体等のバリアフリー施策の取組事例 等

※各施設の管理者等は、バリアフリーの状況について、市町村の求めに応じて、障害施設及び道路については情報提供しなければならない旨も、建築物、道路駐車場、公園については情報提供に努めなければならない旨がバリアフリー法(第24条)に規定されています。

＜バリアフリーマップ関連記載ページ＞

3. バリアフリーマップの作成

施設管理者に対するアンケート調査・現地調査

施設管理者に対するアンケート調査は、施設のバリアフリー情報の収集や確認方法としては一般的な方法と言えます。この場合、アンケートに回答する施設の担当者は、必ずしもバリアフリーについて詳しくない場合もあるので、**施設ごとに情報にバラつきがでないよう、ある程度定型化されたわかりやすいフォーマットで実施するなどの留意が必要です。**

自治体によっては、施設管理者が情報の登録や変更を自ら行える仕組みを導入し、アンケートの実施時期等に左右されず情報更新を行えるようにしているところもあります。



くたかまつユニバーサルデザインマップの登録申請画面>

また、現地調査により、アンケート調査を補完するために現地のバリアフリー状況を確認します。こうした方法を行うことも、正確なバリアフリー情報を公表する上で必要な場合があります。

市町村で把握している情報の活用

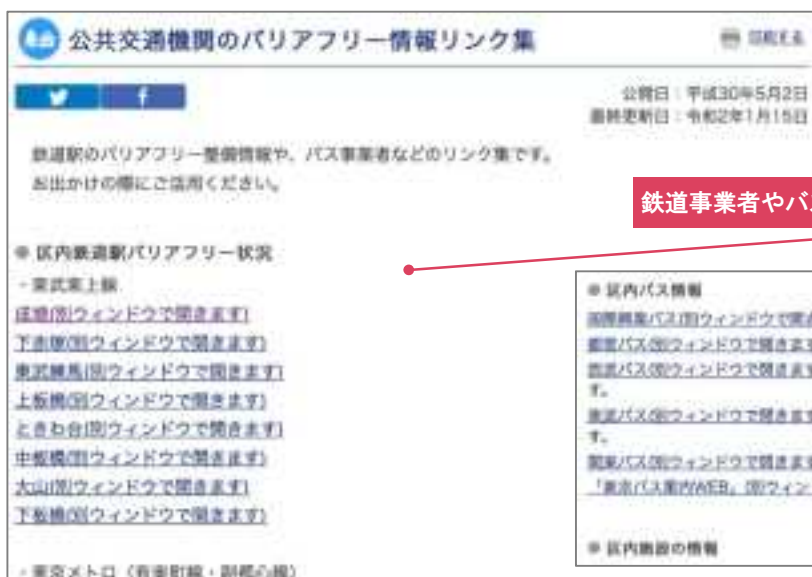
自治体では、建物の建築確認や道路特定事業の実施、災害時における避難計画など、バリアフリーマップ作成の担当部局以外でバリアフリー情報を把握している場合もあるので、**庁内連携体制を構築し、それぞれの部署が持つバリアフリー情報を有効に活用することも重要**です。

外部情報の活用

作成するマップ上に、全ての情報を網羅することは困難です。その場合、**外部で提供しているバリアフリー情報と連携することも考えられます。**自治体が情報を一元的に提供することで、施設の個別の詳細情報を取得しやすくなります。

バリアフリーマップでの情報提供事例（外部情報の活用）

いたばしバリアフリーマップの関連リンク（東京都板橋区）



鉄道事業者やバス事業者等の公共交通機関のリンク集を掲載

バリアフリー情報の収集を通じた心のバリアフリーの取組み

フィールドワークによるバリアフリー情報の収集は、現地でバリアを確認・体験することのできるよい機会にもなるので、地域活動やイベントとしてバリアフリー情報収集を行うことは心のバリアフリー教育にもつながります。

例えば、国土交通省で実施した親子参加型のバリアフリー情報収集イベントでは、バリアフリー情報の収集とあわせて車椅子体験や障害当事者の話を聞く機会を設けることにより、これまで気がつくことのなかった障害者の苦労やバリアフリー情報提供の重要性などを参加した児童らが自ら実感し、実体験を通じた障害者やバリアフリーの考え方の理解の促進につながった等の声がありました。

バリアフリーマップ作成のためのバリアフリー調査と心のバリアフリー教育は、親和性・相乗効果が高く、地域や民間活動として各地で行われているバリアフリーマップの作成イベントなどでも、心のバリアフリー促進につながる教育的な効果を発揮しています。



＜車椅子使用者の講和＞



＜情報収集(データの入力)＞



＜車椅子体験＞

イベントに参加した小学生の声

- 車椅子の人たちは、凸凹の道だと通りにくい。ホテルでもカーペットがふかふかだとタイヤがはまってしまう。そういう人を見かけたら積極的に声をかけて車椅子を押してあげたい。
- 車椅子に乗っていると不便なところがたくさんあることに気がつくことができた。街で車椅子の人を見かけたら、通りやすい道をあけてあげたい。

このように、学校単位やコミュニティ単位でのイベント等を活用しながら、バリアフリー情報を収集していくことも効果的です。



情報の管理

収集した情報を活用するためには、情報をきちんと整理して管理することが重要です。

Web での情報提供に限らず、印刷物での情報提供を行う場合でも、**収集した情報は GIS ソフトや表計算ソフトなどを用いて電子データとして整理しておく**と、**様々な検索やバリアフリー状況の経年変化の確認などを容易に行うことができます**。また、将来的に Web での情報提供を行う場合にも、あらかじめデータ化等を行うことなく利用することができます。

また、バリアフリー情報を電子データで作成・保存することにより、**自治体内の他部局での活用やオープンデータ化も容易に行うことができます**。特にオープンデータ化により、誰もがデータを利用できる機会を提供することで、地域のニーズに応じたさまざまなサービスの創出などが期待できます。

歩行空間ネットワークデータ等仕様

国土交通省では、施設のバリアフリー情報や経路の段差等の歩行空間の情報を電子データで整備するための仕様として「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様」を定めて公開しています。

この仕様は、バリアフリー対応の経路案内(ナビゲーション)を実現するために作成されたものですが、バリアフリー調査により収集した情報を電子データとして管理する際のデータフォーマットとして活用することができます。

歩行空間ネットワークデータ等整備仕様書  <https://www.mlit.go.jp/common/001244374.pdf>

C o l u m n

バリアフリーオープンデータの活用

WheelLog! (一社) WheelLog) × 東京都オープンデータ

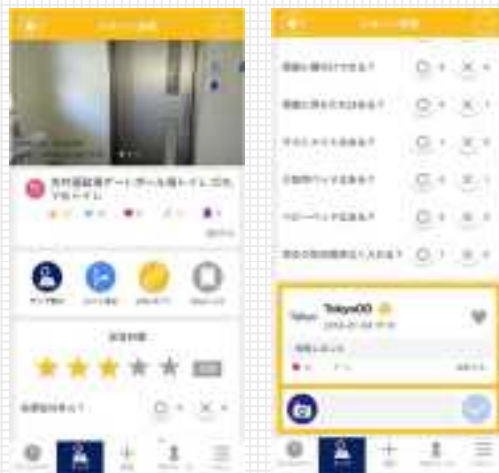
ユーザーが車いすで通れる道やバリアフリー対応施設の情報を投稿し、みんなでバリアフリーマップを作ることのできるアプリ「WheelLog!」では、ユーザーからの投稿だけでなく、自治体等が公開しているオープンデータを積極的に活用して情報の充実がはかられています。

例えば 2019 年に東京都が公開したオープンデータ「だれでもトイレのバリアフリー情報」が WheelLog!に取り込まれることによって、東京都内の 6,553 件ものだれでもトイレの場所やバリアフリー設備等の情報が WheelLog!アプリ上で閲覧できるようになりました。

このように、オープンデータとして誰もが使える形で情報を公開することで、民間のアプリ等を通じたバリアフリー情報の提供などにもつながっていきます。



＜東京都オープンデータカタログサイト＞



＜アプリ上に反映された情報＞

バリアフリーマップの提供

情報提供方法の検討時に検討した方法により公表することを想定して、地図への情報の落とし込みや、施設情報のまとめ方を検討します。

バリアフリーマップとして情報提供する際には、これまで**集めて整理した情報を、簡潔にわかりやすく伝えるため、ピクトグラム等も活用しながら、見やすく掲載**しましょう。使用するピクトグラムは、誰もが認識しやすい日本産業規格(JIS Z8210)に基づくものを基本としつつ、標準規格がない場合には、利用する人や作成する人が楽しく関わられるようなピクトグラムを新たに作成してみるなどの工夫をすることもわかりやすい情報提供につながります。

情報提供のベースとなる地図情報は、WebGIS等で、位置情報を正確に掲載できるものが基本的ですが、観光マップ等では、縮尺を必ずしも正確に示さない例もあります。その場合には、**初めてその地域を訪れるために掲載する主要な施設間を移動する際の距離や所要時間(車椅子利用の場合等)を併せて記載するなどの配慮**をしましょう。また、隣接する地域間で使用する地図の形式が大きく異なっていると、地域間の連続性を読み取ることが困難となることもあるため、隣接する地域で提供している情報にも配慮しましょう。

公表の際には、あらかじめ一定の試行期間を設けること等により、**作成したバリアフリーマップが、利用者にとって使用しやすいものとなっているかどうか、必要な情報が、必要な形で提供されているか確認**することが有効です。

そして、多様な障害種別に配慮した情報保障についても検討しましょう。

バリアフリーマップでの情報提供事例

やさしいまちあだち バリアフリーマップ (東京都足立区)



バリアフリー設備や対応をアイコン化し、各施設での有無を一目でわかるように示している。

バリアフリーマップにおける情報保障の事例

あのかま (埼玉県熊谷市)



駅・駅周辺等バリアフリーマップ (神奈川県相模原市)



バリアフリーマップが画像である場合、全盲の視覚障害者はほとんど情報が得られないことから、視覚障害者向けに作成したバリアフリーマップのテキスト版をダウンロードできるようにしたり、触地図付きの点字版のバリアフリーマップや音声版 CD を作成したりしている自治体もあります。

情報の更新

提供している情報が、実際の状況と異なっていると、せっかく作成したバリアフリーマップの意義が薄れてしまいます。**正確な情報を提供するため、情報は定期的に更新することが必要**です。

施設のバリアフリー化状況は変化するので、定期的に状況を確認するなどして、最新の状況を把握できるようにすることが望まれます。また、この場合も**バリアフリー情報を電子データで管理しておくことにより、施設管理者に対する確認や更新作業の効率化や省力化**を図ることができます。

また、工事等によりバリアフリー設備が利用できないなどの臨時の情報も提供できるような体制となっており、となお望ましいと言えます。

バリアフリーマップの評価

せっかくバリアフリーマップを作成しても、それが使い勝手の悪いものであったり、ニーズの高い情報が掲載されていないかったり、情報が古いまま更新されなかったりすると、どんどん使われないものとなってしまいます。

バリアフリーマップをより良いものにしていくためには、利用者アンケートなどを通じてその満足度やニーズを把握し、それをバリアフリーマップの改訂につなげていく取り組みが効果的です。

また、バリアフリーマップそのものを見直すだけでなく、具体的なハード整備やソフト対策の強化等により、バリアフリーマップで満たしきれない利用者のニーズを補えるよう検討することも重要です。

評価項目と見直し等への反映の例

評価項目等	評価の状況等	見直し等への反映方法（例）
● 提供情報の過不足はないか？	⇒ 情報の不足 ⇒	● 情報の追加
	⇒ 不足はないがバリアが多い 等 ⇒	● ハード整備 or ソフト対策の検討
● 内容の正確性は？	⇒ 情報が不正確 ⇒	● 正しい情報に更新
● マップの使いやすさ、満足度は？	⇒ 情報が多くて使いにくい 等 ⇒	● 簡略化、情報のレイヤー分け等
● 情報保障が適切に提供されているか？	⇒ 足りていない・ニーズの増加 ⇒	● わかりやすい版等の追加作成
● より良い情報提供の方法はないか？	⇒ 作成後 GIS が導入された 等 ⇒	● 紙マップの電子化、電子だけでなく紙の併用、情報のレイヤー分け

C o l u m n

災害時におけるバリアフリールート等の検証

災害時には、いつも使用できる設備やルートが使えなくなる可能性があります。例えば、避難時のバリアフリー経路を紹介する場合には、その経路が災害の種類によっては使用できなくなる可能性や、遠回りでも比較的安全に移動できるルートを確認・紹介しておくことも有用です。

“誰もが楽しめる、やさしい観光地”を目指して観光バリアフリーの推進に取り組む沖縄県では、緊急時や災害時に、高齢者や障害者等の観光客の「安全・安心」を確保するため、「逃げるバリアフリーマニュアル」を発行するとともに、「逃げるバリアフリー実証実験」(避難誘導訓練)を、ホテル管理者、地域消防の協力のもと、障害当事者や学生ボランティアとともに実施し、マニュアルの内容を検証しています。



＜地域の NPO とともに作成したマニュアル＞



＜避難後の安全確認等において、視覚障害や聴覚障害のある方への状態確認(筆談具等のツール活用)の様子＞



＜高齢者役の被験者が体験キット(筋力や視力・聴力等が低下した状態)を装着して移動する様子＞

災害時の状況は、地域の防災マップと見比べてみたり、地域の防災訓練等でバリアフリーマップを活用しながら、点検してみたりすることも効果的です。

バリアフリーマップの見直し

マスタープランやバリアフリー基本構想などの5年ごとの見直しに合わせて、バリアフリーマップも地域や施設の状況の変化に合わせて見直しを行うことが有効です。

また、最初に対象範囲を限定してマップ作成している場合は、ニーズのある他の地域でも展開するなど、スパイラルアップを図りましょう。

バリアフリーマップにおける見直し事例

らくらくおでかけマップ（愛媛県松山市）



愛媛県松山市では、平成 22 年に当初のマップを更新してから 5 年経過したため、情報提供内容や情報提供方法の見直しが行われスマートフォンやタブレットからもアクセスできるように対応したほか、現在地から目的地までの移動経路を検索して表示する機能を新たに追加しました。

また、印刷版については、それまでエリアごとに 3 種類に分かれていたマップを 1 枚にまとめ、マップの折り方もコンパクトかつ広げやすいものとなるよう工夫し、少ない紙面に大量の情報を見やすく掲載するとともに、持ち運びやすいものとする事で、観光マップとしても活用できるようにしています。



エリアごとに3種類に分かれていたマップを1枚に集約



たかまつユニバーサルデザインマップ

2019年(令和元年)～

高松市の基本情報

人口:420,748 人(平成 27 年国勢調査)

面積:375.41 km²

香川県高松市

概要

高松市 市民政策局 政策課が作成しているバリアフリー情報提供サイト。肢体不自由者・視覚障害者・聴覚障害者・内部障害者・外国人などのあらゆる人を対象に情報を提供。施設情報の登録申請や変更申請を Web 上で行えるようになっており、施設管理者が情報の登録・更新を自ら行えるようになっている。

なお、ユニバーサルデザインマップは瀬戸・高松広域連携中枢都市圏を対象としており、高松市以外に、さぬき市・東かがわ市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・綾川町が情報提供の対象となっている。

作成経緯

共生社会ホストタウンとして登録され、ユニバーサルデザインのまちづくりに対する機運が高まったこと等を受けて作成。



『かんたん検索』・『地図から検索』・『詳細検索』の各画面と検索結果の表示画面(マップ)



松山市の基本情報

人口:514,865 人(平成 27 年国勢調査)

面積:429.37 km²

愛媛県松山市

概要

松山市社会福祉協議会 松山市ボランティアセンターが作成しているバリアフリー情報提供サイト。主に肢体不自由者・視覚障害者・聴覚障害者・内部障害者・妊産婦を対象に情報を提供。バリアフリーマップ調査票では、以下の分類でバリアフリー情報の提供を求めている。

作成経緯

学生による政策論文がきっかけとなり、全ての人が安心して外出できること目的に作成された。直近の改定では、スマートフォンやタブレットに対応し、目的地までの経路を表示する機能を搭載させた。



「目的別検索」・「詳しい検索」・「観光地検索」の各画面



施設のバリアフリー情報



PDF 版バリアフリーマップ



PDF 版のバリアフリーマップでは、経路上の情報とトイレ情報に絞り、各施設の情報は欄外で提供。



経路情報は、誘導ブロック、信号機、交差点形状、エスコートゾーンの有無を提供

港区バリアフリーマップ

2017 年(平成 29 年)(改訂)～

港区の基本情報

人口:244,231 人(平成 27 年国勢調査)

面積:20.37 km²

東京都港区

概要

港区ホームページで公開しているバリアフリー情報提供サイト。高齢者、障害者、乳幼児を連れた人等が安心して外出できるよう、区内の公共施設や交通施設、公園、公衆トイレ等のバリアフリー設備情報を提供。主要な区立施設までの経路については、音声道案内データによる音声ファイルの生成と再生機能を搭載。

作成経緯

港区バリアフリー基本構想検討における区民アンケート調査等から、外出前の乗り換えルート・バリアフリールート検索等バリアフリー情報の必要性を重視し、従来のマップの地図情報や検索機能の充実を図るとともに、スマートフォン等の利用や英語対応を可能とした。



Web



検索機能



表示切替



冊子



経路情報



バリア情報



公共施設



商業施設



飲食店



観光/宿泊



情報連携



施設のバリアフリー情報



「経路検索」、「音響式信号機・点字ブロック・坂道」画面



バリアフリーおすすめコース

港区内の公共施設等のバリアフリー設備を利用した街歩きコースを紹介。港区社会福祉協議会協力のもと、区民ボランティアの方と施設のバリアフリー対応状況、道路の段差や勾配などの現地調査を実施。また、バリアフリー情報を加えた港区内の人気観光スポットをつなぐ定番11コースを冊子で紹介。



©2020 ZENRIN CO., LTD.

川崎市の基本情報

人口:1,475,213 人(平成 27 年国勢調査)
面積:144.35 km²

神奈川県川崎市

概要

川崎市まちづくり局指導部建築管理課が作成している「ガイドマップかわさき(川崎市地図情報システム)」内のバリアフリー情報提供サイト。主に肢体不自由者・視覚障害者・聴覚障害者・内部障害者を対象に情報を提供。川崎市では同サービスを用いて、統計マップ・防災マップ・ハザードマップ等のさまざまな情報提供を行っている。

作成経緯

高齢者や障害者、乳幼児連れの方々などの外出支援のため作成。作成から年次が経ち、情報提供内容や情報提供方法を見直したため改訂を行った。



検索条件の指定及び検索結果一覧の画面



施設のバリアフリー情報及び所在地の画面



「幅員・縦断勾配・段差・誘導用ブロック」の表示



主に川崎駅周辺については、幅員 1m 未満の箇所、縦断勾配が 5%より大きい箇所、段差が 2cm 以上の箇所、誘導用ブロック敷設箇所、エスコートゾーン設置箇所がマップ上に表示される。

高槻駅周辺おでかけ MAP

2017 年(平成 29 年)(改訂)～

高槻市の基本情報

人口:351,829 人(平成 27 年国勢調査)

面積:105.29 km²

大阪府高槻市

概要

高槻市 都市創造部 都市づくり推進課が作成しているバリアフリー情報マップ。バリアフリー基本構想策定をきっかけとして作成した。主に肢体不自由者・視覚障害者・聴覚障害者・内部障害者・高齢者・妊産婦を対象に情報を提供。WEB 版と PDF 版(冊子版)ではほぼ同内容の情報提供を行っている。

作成経緯

交通バリアフリー法の制定をきっかけに、2004 年(平成 16 年)に「高槻駅周辺お出かけマップ」を作成。作成から年次が経過したことから改訂の検討を行い、より身近な商店の掲載を増やした現在の「高槻駅周辺おでかけ MAP」を作成した。



エリアマップの画面とエリアマップの拡大表示画面



駅周辺図・駅構内図

関連情報として、市内にある JR 及び阪急の2駅の周辺図と構内図を掲載。



おでかけ MAP(PDF 版/冊子版)

おでかけ MAP は PDF 版(冊子版)も作成されているが、情報内容は WEB 版とほぼ同等。各施設情報では、バリアフリー設備やトイレ情報を掲載。



2019年(令和元年)～

人口:293,409 人(平成 27 年国勢調査)
面積:49.42 km²



明石市福祉局福祉総務課が作成しているバリアフリー情報マップ。主に肢体不自由者を対象に情報を提供。駅周辺の商業施設・飲食店の紹介と駅から商店街までの経路情報の提供がメインとなっている。市のユニバーサルデザインモニターである車椅子使用者の参画を得てまちあるき点検を実施し意見を反映。トイレ情報は別途リストにてバリアフリー対応設備等がピクトグラムで示されている。

市制 100 周年を迎え、様々なイベント等の開催に合わせて作成。明石駅周辺を訪れた人がみんなと一緒に楽しめることを目的としている。



助成制度を利用している事業者情報



市独自に設けている「合理的配慮の提供を支援する助成制度」を利用している事業者を掲載しており、マップに掲載した QR コードから閲覧が可能。



経路情報は2ルート紹介されており、状況等に応じて選択できるようになっている

伊勢バリアフリーマップ

2019 年(令和元年)(改訂)～

伊勢市の基本情報

人口:127,817 人(平成 27 年国勢調査)

面積:208.35 km²

三重県伊勢市

概要

伊勢市観光振興課と伊勢志摩バリアフリーツアーセンターが作成しているバリアフリー情報提供サイト。全ての観光客を対象に情報を提供。観光地周辺の店舗、施設の車いす対応トイレや入口の段差などバリアフリー項目を選択することで、カスタマイズされたマップやリストを作成、印刷することができる。なお、当マップは、各店舗の情報、写真等を、店舗の承諾を得て掲載している。

作成経緯

高齢者、障害者等の観光客のためにバリアフリー情報を発信。2014 年(平成 26 年)に作成以降、店舗やトイレの情報を毎年確認し、更新している。



Web



検索機能



表示切替



冊子



経路情報



バリア情報



公共施設



商業施設



飲食店



観光/宿泊



情報連携



内宮前・おはらい町・おかげ横丁MAP(PDF 版)



移動経路上の注意箇所に出くわしてコメントを表示し、注意すべき内容について記載。

施設のバリアフリー情報



該当する店舗、施設のリストが羅列され、マップ上に選んだ店舗、施設が赤丸で印される



施設のバリアフリー情報の提供においては、掲載情報や写真等を毎年各施設の管理者等に直接確認をとることとしており、目視ではわからないソフト面での配慮も含め丁寧に掲載している。

こうした毎年の確認は、マップの情報更新のためだけでなく、施設管理者に対する啓発につながると考えて実施している。

バリアフリーに対応したナビゲーションシステム

ココシルこまえバリアフリーナビ（狛江市）

ココシルこまえバリアフリーナビは高齢者、障害者、ベビーカー利用者などに対し、それぞれのニーズに応じた最適なバリアフリールートをナビゲーションするスマートフォン向けのアプリケーションで、狛江市の情報発信ポータルサイト「ココシルこまえ」のサービスの一つとして提供されています。

ナビゲーションシステムは、オープンデータとして公開されている障害者用駐車区画、AED等の位置情報や歩行空間ネットワークデータ等を活用して作成されており、主要施設までのバリアフリールートの案内や周辺のバリアフリートイレ等の確認などができるようになっています。

施設や経路のバリアフリー情報をデジタルデータとして収集・整理しておくことで、バリアフリーマップだけでなく、さまざまな形の住民サービスとして提供できる可能性が広がります。

車椅子使用者、高齢者、ベビーカー使用者、健常者の4つの属性向けのルートが選択可能。避けたいルート等の有無を、細かくカスタマイズすることもできる。



＜属性選択画面＞

目的地を設定すると、コミュニティバス「こまバス」運行ルートに沿った主要施設へのバリアフリールートを案内。



＜ナビ画面＞

バリアフリー法におけるバリアフリーマップ等の作成に関する参照条文

〇「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号)

(移動等円滑化促進方針)

第二十四条の二

- 4 移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。

(市町村による情報の収集、整理及び提供)

第二十四条の七 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第二十四条の八 公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

※基本構想も同様

〇「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」(平成 18 年国土交通省令第 110 号)

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第十四条の九 公共交通事業者等及び道路管理者は、法第二十四条の八第一項の規定による市町村の求めがあったときは、旅客施設及び特定道路に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

- 2 市町村は、前項の提供を求めるときは、提供の対象となる旅客施設及び特定道路の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。

※基本構想も同様

〇「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成 18 年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第 1 号)

三 移動等円滑化促進方針の指針となるべき事項

- 1 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

(2)移動等円滑化促進方針作成に当たっての留意事項

⑨ バリアフリーマップ等の作成

移動等円滑化を図るためには、高齢者、障害者等が利用可能な施設を選択できるよう、これらの施設が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的である。このため、市町村は積極的に施設等のバリアフリー情報を収集の上、バリアフリーマップ等を作成し、提供することが重要である。

また、公共交通事業者等及び道路管理者は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供しなければならないこととされており、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、市町村の求めに応じて必要な情報を当該市町村に提供するよう努めなければならないとされているところである。なお、市町村は、施設設置管理者に求める情報提供の内容を定めるに当たっては、移動等円滑化促進方針協議会を活用するなどにより障害者、高齢者等及び施設設置管理者等の意見を十分に反映するよう努めるとともに、施設設置管理者に過度な負担が生じないよう配慮しつつ、高齢者、障害者等にとって必要な情報が得られるよう留意することが必要である。

※基本構想も同様

施設設置管理者によるバリアフリー情報の提供に関するガイドライン等

○「バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)」(令和 2 年 3 月改訂)

公共交通事業者等が、旅客施設を新たに整備する際、高齢者、障害者等を始めとした多様な利用者の多彩なニーズに応えるために示している指針。公共交通事業者が行うべき情報提供についても記載している。

📄 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html

○「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(平成 29 年 3 月改正)

すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者や建築主、施設管理者等に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のためのガイドライン。建築物の案内表示等の情報提供についても記載している。

📄 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

○「観光地におけるバリアフリー情報の提供のためのマニュアル」(平成 31 年 3 月作成)

観光地における観光施設等運営事業者、自治体、観光協会や各地の観光情報を提供する情報提供事業者が、観光地のバリアフリー情報を提供する際の指針。観光施設、飲食施設、交通アクセス、観光地全体の切り口で情報提供の内容や方法を解説している。

📄 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000177.html

○「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」(平成 30 年 8 月作成)

宿泊施設においてバリアフリー情報の発信に取り組む実践に向けた手引きとして、情報発信の必要性や取組の方法を整理しているもの。宿泊施設のみならず、旅行会社や観光案内所においても活用できる内容も含まれている。

📄 <https://www.mlit.go.jp/common/001250845.pdf>

○「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」(平成 31 年3月作成)

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想を新規に作成しようとする場合や、すでに作成済の計画を見直す際に参考となるよう、事例を交えつつ解説したもの。市町村におけるバリアフリーマップ等の情報提供の促進についても記載している。

📄 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html

ウェブアクセシビリティについて

WEB サイトの作成にあたっては、総務省が作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」を参考とすることを推奨します。

「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」は、国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等が、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、「JIS X 8341-3」に基づき作成された手順書です。「JIS X 8341-3」は Web アクセシビリティ対応の達成度により、レベル A(最低レベル)、レベル AA、レベル AAA(最高レベル)の3段階の適合レベルが設定されており、目指すべきゴールとして AA 準拠の実現が求められています。

以下に、「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」の参考箇所の引用を掲載します。WEB サイト作成時の参考としてご活用ください。

■ ウェブアクセシビリティの必要性

インターネットの普及により、健常者と同様に高齢者や障害者にとってホームページ等は重要な情報源となっています。しかし、情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応していないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から例えば避難場所に関する情報を取得できなかったり、パソコン等による手続きができないという問題等が発生し、社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性があります。

公的機関のホームページ等で提供されている情報や機能が特定の人に利用できないということが起きないように、提供者は、ホームページ等を JIS X 8341-3:2016 に対応すること等により、アクセシブルなホームページ等を作成することが求められています。

【出典】総務省、みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)、平成28年

📄 http://www.soumu.go.jp/main_content/00439213.pdf

みんなでつくるバリアフリーマップ作成マニュアル
～市町村による一元的なバリアフリー情報提供の手引き～

令和2年3月

発 行 : 国土交通省 総合政策局安心生活政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話 03-5253-8111